

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後				改正前			
引用の法令番号一覧表				引用の法令番号一覧表			
索引	法令名	法令番号		索引	法令名	法令番号	
せ	(省略)	(省略)		せ	(同左)	(同左)	
	<u>船舶油濁等損害賠償保障法</u>	昭和 50 年法律第 95 号			<u>船舶油濁損害賠償保障法</u>	昭和 50 年法律第 95 号	
主要省略用語一覧表				主要省略用語一覧表			
索引	省略用語	条項	省略された用語	索引	省略用語	条項	省略された用語
け	(省略)	(省略)	(省略)	け	(同左)	(同左)	(同左)
	<u>源泉徴収等による国税</u>	第 2 条関係 10 の(8)	通則法第 2 条第 2 号の国 税		<u>源泉徴収に よる国税</u>	第 2 条関係 10 の(8)	通則法第 2 条第 2 号の国 税
ち	(省略)	(省略)	(省略)	ち	(同左)	(同左)	(同左)
	貯金事務セ ンター等	○第 62 条関 係 19	郵便貯金の貯金原簿を所 管する貯金事務センター 又は株式会社ゆうちょ銀 行 <u>沖縄エリア本部</u>		貯金事務セ ンター等	○第 62 条関 係 19	郵便貯金の貯金原簿を所 管する貯金事務センター 又は株式会社ゆうちょ銀 行 <u>那覇支店</u>
ほ	(省略)	(省略)	(省略)	ほ	(同左)	(同左)	(同左)
	暴力団員等	<u>第 99 条の 2 関係 1</u>	暴力団員又は暴力団員で なくなった日から 5 年を 経過しない者		暴力団員等	<u>第 99 条の 2 関係 2</u>	暴力団員又は暴力団員で なくなった日から 5 年を 経過しない者
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
ゆ	油濁保障法	○第 19 条関 係 26	<u>船舶油濁等損害賠償保障 法</u>	ゆ	油濁保障法	○第 19 条関 係 26	<u>船舶油濁損害賠償保障法</u>
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)

新旧対照表

改正後	改正前
<p>国税徴収法基本通達主要項目別目次</p>	<p>国税徴収法基本通達主要項目別目次</p>
<p>第2章 国税と他の債権との調整</p>	<p>第2章 国税と他の債権との調整</p>
<p>第3節 国税と被担保債権との調整</p>	<p>第3節 国税と被担保債権との調整</p>
<p>第19条関係 不動産保存の先取特権等の優先</p>	<p>第19条関係 不動産保存の先取特権等の優先</p>
<p>不動産保存の先取特権等の優先 不動産保存の先取特権 不動産工事の先取特権 みなし不動産工事の先取特権 立木の先取特権 商法第802条の積荷等についての先取特権 商法第842条の船舶債権者の先取特権 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第95条第1項の先取特権 <u>船舶油濁等損害賠償保障法第55条第1項</u>の先取特権 優先債権等のための動産保存の先取特権 証明の期限と方法 登記事項の調査確認</p>	<p>不動産保存の先取特権等の優先 不動産保存の先取特権 不動産工事の先取特権 みなし不動産工事の先取特権 立木の先取特権 商法第802条の積荷等についての先取特権 商法第842条の船舶債権者の先取特権 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第95条第1項の先取特権 <u>船舶油濁損害賠償保障法第40条第1項</u>の先取特権 優先債権等のための動産保存の先取特権 証明の期限と方法 登記事項の調査確認</p>
<p>第2条関係 定義</p>	<p>第2条関係 定義</p>
<p>納税者</p> <p>10 法第2条第6号の「納税者」とは、おおむね次に掲げる者をいう。 (1) 国税に関する法律の規定により国税（通則法第2条第2号に規定する<u>源泉徴収</u>による<u>国税</u>に係る本税を除き、附帯税を含む。）を納める義務がある者（(2)以下の者を除く。）</p>	<p>納税者</p> <p>10 法第2条第6号の「納税者」とは、おおむね次に掲げる者をいう。 (1) 国税に関する法律の規定により国税（通則法第2条第2号に規定する<u>源泉徴収</u>による<u>国税</u>に係る本税を除き、附帯税を含む。）を納める義務がある者（(2)以下の者を除く。）</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(2)～(7) (省略)</p> <p>(8) <u>源泉徴収等による国税</u> (通則法第2条第2号に規定する国税をいう。以下同じ。) を徴収して国に納付しなければならない者</p> <p>(9)・(10) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第16条関係 法定納期限等以前に設定された抵当権の優先</p> <p>抵当権の優先 (抵当権)</p> <p>1 法第16条の「<u>抵当権</u>」とは、民法第369条《<u>抵当権の内容</u>》、鉄道抵当法第17条《<u>抵当権の内容</u>》、自動車抵当法第4条《<u>抵当権の内容</u>》、航空機抵当法第4条《<u>抵当権の内容</u>》及び建設機械抵当法第6条《<u>抵当権の内容</u>》に規定する抵当権 (民法第398条の2、鉄道抵当法第25条ノ2、自動車抵当法第19条の2、航空機抵当法第22条の2及び建設機械抵当法第24条の2に規定する根抵当権を含む。) をいい、その目的物には、不動産、地上権及び永小作権 (民法第369条第2項)、立木 (立木ニ関スル法律 (以下「立木法」という。) 第2条第2項)、工場財団 (工場抵当法第14条第2項)、鉱業財団 (鉱業抵当法第3条)、漁業財団 (漁業財団抵当法第6条)、道路交通事業財団 (道路交通事業抵当法第9条)、港湾運送事業財団 (港湾運送事業法第23条)、鉱業権 (採掘権に限る。鉱業法第13条)、漁業権 (漁業法第23条第1項)、採石権 (採石法第4条第3項)、ダム使用权 (特定多目的ダム法第21条)、鉄道財団 (鉄道抵当法第4条)、軌道財団 (軌道ノ抵当ニ関スル法律第1条)、運河財団 (運河法第13条)、工場財団を組成しない工場 (工場抵当法第2条)、船舶 (商法第847条)、自動車 (自動車抵当法第3条)、航空機 (航空機抵当法第3条)、建設機械 (建設機械抵当法第5条)、農業用動産 (農業動産信用法第12条) 並びに観光施設財団 (観光施設財団抵当法第9条) がある。</p> <p style="text-align: center;">第19条関係 不動産保存の先取特権等の優先</p>	<p>(2)～(7) (同左)</p> <p>(8) <u>源泉徴収による国税</u> (通則法第2条第2号に規定する国税をいう。以下同じ。) を徴収して国に納付しなければならない者</p> <p>(9)・(10) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第16条関係 法定納期限等以前に設定された抵当権の優先</p> <p>抵当権の優先 (抵当権)</p> <p>1 法第16条の「<u>抵当権</u>」とは、民法第369条《<u>抵当権の内容</u>》、鉄道抵当法第17条《<u>抵当権の内容</u>》、自動車抵当法第4条《<u>抵当権の内容</u>》、航空機抵当法第4条《<u>抵当権の内容</u>》及び建設機械抵当法第6条《<u>抵当権の内容</u>》に規定する抵当権 (民法第398条の2、鉄道抵当法第25条ノ2、自動車抵当法第19条の2、航空機抵当法第22条の2及び建設機械抵当法第24条の2に規定する根抵当権を含む。) をいい、その目的物には、不動産、地上権及び永小作権 (民法第369条第2項)、立木 (立木ニ関スル法律 (以下「立木法」という。) 第2条第2項)、工場財団 (工場抵当法第14条第2項)、鉱業財団 (鉱業抵当法第3条)、漁業財団 (漁業財団抵当法第6条)、道路交通事業財団 (道路交通事業抵当法第9条)、港湾運送事業財団 (港湾運送事業法第23条)、鉱業権 (採掘権に限る。鉱業法第13条)、漁業権 (漁業法第23条第1項)、採石権 (採石法第4条第3項)、ダム使用权 (特定多目的ダム法第21条)、鉄道財団 (鉄道抵当法第4条)、軌道財団 (軌道ノ抵当ニ関スル法律第1条)、運河財団 (運河法第13条)、工場財団を組成しない工場 (工場抵当法第2条)、船舶 (商法第848条)、自動車 (自動車抵当法第3条)、航空機 (航空機抵当法第3条)、建設機械 (建設機械抵当法第5条)、農業用動産 (農業動産信用法第12条) 並びに観光施設財団 (観光施設財団抵当法第9条) がある。</p> <p style="text-align: center;">第19条関係 不動産保存の先取特権等の優先</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第95条第1項の先取特権 (意義)</p> <p>23 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(以下第19条関係において「船主責任制限法」という。)第95条第1項《船舶先取特権》の先取特権は、船主責任制限法第3条第1項及び第2項《船舶の所有者等の責任が制限される債権》に掲げる船舶の運航又は救助活動に直接関連して生ずる損害等に基づく債権(制限債権のうち物の損害に関する債権に限る。)につき、その債権者が事故に係る船舶及びその属具の上に有する先取特権である(船主責任制限法第95条第1項)。</p>	<p>船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第95条第1項の先取特権 (意義)</p> <p>23 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(以下第19条関係において「船主責任制限法」という。)第95条第1項《船舶先取特権》の先取特権は、船主責任制限法第3条第1項及び第2項《船舶の所有者等の責任が制限される債権》に掲げる船舶の運航又は救助活動に直接関連して生ずる損害等に基づく債権(制限債権のうち物の損害に関する債権に限る。)につき、その債権者が事故に係る船舶、<u>その属具及び受領していない運送貨</u>の上に有する先取特権である(船主責任制限法第95条第1項)。</p>
<p>船舶油濁等損害賠償保障法第55条第1項の先取特権 (意義)</p> <p>26 <u>船舶油濁等損害賠償保障法</u>(以下第19条関係において「油濁保障法」という。)第55条第1項《船舶先取特権》の先取特権は、同法第2条第14号に掲げるタンカーから流出した油等による油濁損害に基づく債権につき、その債権者が事故に係る船舶<u>及びその属具</u>の上に有する先取特権である(同法第55条第1項)。</p> <p>(優先順位等)</p> <p>27 責任制限手続(油濁保障法に基づく責任制限手続をいう。)の開始の効果と油濁保障法第55条第1項《船舶先取特権》の先取特権との関係については、24と同様であり(同法第38条)、同条の先取特権の優先順位及び消滅については、25と同様である(同法第55条)。</p> <p style="text-align: center;">第23条関係 法定納期限等以前にされた仮登記により 担保される債権の優先</p> <p>(担保のための仮登記)</p> <p>2 法第23条第1項の「担保のための仮登記」とは、仮登記担保契約で、土地若しくは建物の所有権又はその所有権以外の権利(先取特権、質権、抵当権及び企業</p>	<p>船舶油濁損害賠償保障法第40条第1項の先取特権 (意義)</p> <p>26 <u>船舶油濁損害賠償保障法</u>(以下第19条関係において「油濁保障法」という。)第40条第1項《船舶先取特権》の先取特権は、同法第2条第6号に掲げるタンカーから流出した油等による油濁損害に基づく債権につき、その債権者が事故に係る船舶、<u>その属具及び受領していない運送貨</u>の上に有する先取特権である(同法第40条第1項)。</p> <p>(優先順位等)</p> <p>27 責任制限手続(油濁保障法に基づく責任制限手続をいう。)の開始の効果と油濁保障法第40条第1項《船舶先取特権》の先取特権との関係については、24と同様であり(同法第38条)、同条の先取特権の優先順位及び消滅については、25と同様である(同法第40条)。</p> <p style="text-align: center;">第23条関係 法定納期限等以前にされた仮登記により 担保される債権の優先</p> <p>(担保のための仮登記)</p> <p>2 法第23条第1項の「担保のための仮登記」とは、仮登記担保契約で、土地若しくは建物の所有権又はその所有権以外の権利(先取特権、質権、抵当権及び企業</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>担保権を除く。)の取得を目的とするものに基づく仮登記をいう(仮登記担保法第1条、第20条参照)。</p> <p>(注) 仮登記担保契約の目的となる権利としては、土地又は建物の所有権のほか、不動産登記法第3条《登記することができる権利等》に掲げる地上権、永小作権、地役権、賃借権及び採石権(同法第105条)、立木法上の立木の所有権(同法第2条)、船舶の所有権及び賃借権(商法第686条、第687条、<u>第701条</u>、船舶登記令第3条)、航空機の所有権(航空法第3条の3、航空機登録令第26条)、工場財団(工場抵当法第14条)、鉱業財団(鉱業抵当法第3条)、漁業財団(漁業財団抵当法第6条)、港湾運送事業財団(港湾運送事業法第26条)、道路交通事業財団(道路交通事業抵当法第8条)及び観光施設財団(観光施設財団抵当法第8条)の所有権、建設機械の所有権(建設機械抵当法第7条、建設機械登記令第16条)、ダム使用权(特定多目的ダム法第20条、第26条、ダム使用权登録令第3条)、特許権(特許法第27条、第66条、第98条、特許登録令第2条)、実用新案権(実用新案法第14条、第26条、第49条、実用新案登録令第2条)、意匠権(意匠法第20条、第36条、第61条、意匠登録令第2条)、商標権(商標法第18条、第35条、第71条、商標登録令第2条)、鉱業権(鉱業法第5条、第59条、鉱業登録令第32条)、特定鉱業権(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する租税特別措置法(以下「大陸棚特別措置法」という。)第32条)、漁業権(漁業法<u>第77条</u>、<u>第117条</u>、漁業登録令第27条)、入漁権(漁業法<u>第98条</u>、<u>第117条</u>、漁業登録令第27条)、育成者権(種苗法第19条、第32条、品種登録規則第1条)及び回路配置利用権(半導体集積回路の回路配置に関する法律(以下「半導体集積回路配置法」という。)第10条、第21条、回路配置利用権等の登録に関する政令第34条)がある。</p> <p style="text-align: center;">第33条関係 合名会社等の社員の第二次納税義務</p>	<p>担保権を除く。)の取得を目的とするものに基づく仮登記をいう(仮登記担保法第1条、第20条参照)。</p> <p>(注) 仮登記担保契約の目的となる権利としては、土地又は建物の所有権のほか、不動産登記法第3条《登記することができる権利等》に掲げる地上権、永小作権、地役権、賃借権及び採石権(同法第105条)、立木法上の立木の所有権(同法第2条)、船舶の所有権及び賃借権(商法第686条、第687条、<u>第703条</u>、船舶登記令第3条)、航空機の所有権(航空法第3条の3、航空機登録令第26条)、工場財団(工場抵当法第14条)、鉱業財団(鉱業抵当法第3条)、漁業財団(漁業財団抵当法第6条)、港湾運送事業財団(港湾運送事業法第26条)、道路交通事業財団(道路交通事業抵当法第8条)及び観光施設財団(観光施設財団抵当法第8条)の所有権、建設機械の所有権(建設機械抵当法第7条、建設機械登記令第16条)、ダム使用权(特定多目的ダム法第20条、第26条、ダム使用权登録令第3条)、特許権(特許法第27条、第66条、第98条、特許登録令第2条)、実用新案権(実用新案法第14条、第26条、第49条、実用新案登録令第2条)、意匠権(意匠法第20条、第36条、第61条、意匠登録令第2条)、商標権(商標法第18条、第35条、第71条、商標登録令第2条)、鉱業権(鉱業法第5条、第59条、鉱業登録令第32条)、特定鉱業権(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する租税特別措置法(以下「大陸棚特別措置法」という。)第32条、漁業権(漁業法<u>第23条</u>、<u>第50条</u>、漁業登録令第27条)、入漁権(漁業法<u>第43条</u>、<u>第50条</u>、漁業登録令第27条)、育成者権(種苗法第19条、第32条、品種登録規則第1条)及び回路配置利用権(半導体集積回路の回路配置に関する法律(以下「半導体集積回路配置法」という。)第10条、第21条、回路配置利用権等の登録に関する政令第34条)がある。</p> <p style="text-align: center;">第33条関係 合名会社等の社員の第二次納税義務</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>納税義務を負う者 (退社した社員等の責任)</p> <p>5 退社又は持分の全部を譲渡した無限責任社員及び合資会社又は監査法人の無限責任社員から有限責任社員となった者は、本店の所在地において退社の登記又は責任変更の登記をする前に納税義務が成立した合名会社等の国税について責任を負うが、この責任は、その登記後2年以内に納付通知書による告知又はその予告をしなかった場合には、登記後2年(除斥期間)を経過した時に消滅する(会社法第612条、第586条、第583条第3項、第4項、税理士法第48条の21第1項、弁護士法第30条の15第7項、第30条の30第1項、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第50条の13第2項、公認会計士法第34条の10の6第11項、第34条の22第1項、第34条の23第3項、弁理士法第47条の4第7項、第55条第1項、司法書士法第38条第6項、第46条第2項、行政書士法第13条の21第1項、社会保険労務士法第25条の15の3第6項、第25条の25第1項、土地家屋調査士法第35条の3第6項、第41条第2項)。</p> <p>上記の予告については、合名会社等の国税の納税義務が成立した後は、その確定前においても、これを行うことができる。また、この予告は、書面により、将来納付通知書による告知をすることがある旨を記載して行うものとする。</p> <p><u>(注) 無限責任社員が合資会社を退社した場合において、退社の時における当該会社の財産の状況に従って当該社員と当該会社との間の計算がされた結果、当該社員が負担すべき損失の額が当該社員の出資の額を超えるときには、定款に別段の定めがあるなどの特段の事情のない限り、当該社員は、当該会社に対してその超過額を支払わなければならない(令和元.12.24最高判参照)。</u></p> <p style="text-align: center;">第47条関係 差押えの要件</p> <p>差押えができる場合 (納期限)</p> <p>12 法第47条第1項第2号の「納期限」とは、次に掲げるものをいう。</p>	<p>納税義務を負う者 (退社した社員等の責任)</p> <p>5 退社又は持分の全部を譲渡した無限責任社員及び合資会社又は監査法人の無限責任社員から有限責任社員となった者は、本店の所在地において退社の登記又は責任変更の登記をする前に納税義務が成立した合名会社等の国税について責任を負うが、この責任は、その登記後2年以内に納付通知書による告知又はその予告をしなかった場合には、登記後2年(除斥期間)を経過した時に消滅する(会社法第612条、第586条、第583条第3項、第4項、税理士法第48条の21第1項、弁護士法第30条の15第7項、第30条の30第1項、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第50条の13第2項、公認会計士法第34条の10の6第11項、第34条の22第1項、第34条の23第3項、弁理士法第47条の4第7項、第55条第1項、司法書士法第38条第6項、第46条第2項、行政書士法第13条の21第1項、社会保険労務士法第25条の15の3第6項、第25条の25第1項、土地家屋調査士法第35条の3第6項、第41条第2項)。</p> <p>上記の予告については、合名会社等の国税の納税義務が成立した後は、その確定前においても、これを行うことができる。また、この予告は、書面により、将来納付通知書による告知をすることがある旨を記載して行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第47条関係 差押えの要件</p> <p>差押えができる場合 (納期限)</p> <p>12 法第47条第1項第2号の「納期限」とは、次に掲げるものをいう。</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>なお、延滞税及び利子税の納期限は、その計算の基礎となる国税の納期限とされている（通則法第 37 条第 1 項本文）。</p> <p>(1) 繰上請求がされた国税（通則法第 38 条第 1 項） 繰上請求に係る期限 (注) 繰上請求は、繰上げに係る期限等を記載した繰上請求書（<u>源泉徴収等による国税</u>）で、納税の告知がされていないものについては、その請求をする旨を付記した納税告知書）を送達して行う（通則法第 38 条第 2 項）。</p> <p>(2)～(4) （省略）</p>	<p>なお、延滞税及び利子税の納期限は、その計算の基礎となる国税の納期限とされている（通則法第 37 条第 1 項本文）。</p> <p>(1) 繰上請求がされた国税（通則法第 38 条第 1 項） 繰上請求に係る期限 (注) 繰上請求は、繰上げに係る期限等を記載した繰上請求書（<u>源泉徴収による国税</u>）で、納税の告知がされていないものについては、その請求をする旨を付記した納税告知書）を送達して行う（通則法第 38 条第 2 項）。</p> <p>(2)～(4) （同左）</p>
<p>破産手続開始の決定がされた者の財産に対する滞納処分 （滞納処分の続行）</p> <p>41 破産財団に属する財産について、破産手続開始の決定前に既に滞納処分に着手しているときは、破産手続開始の決定後も、その続行をすることができる（破産法第 43 条第 2 項）。この続行できる滞納処分には、破産手続開始の決定前に行った参加差押え、債権の二重差押え（<u>第 62 条関係 7 参照</u>）及び滞調法の規定による二重差押え（平成 3・5・28 福岡高判、平成 6・10・11 大阪高判参照）が含まれる。</p>	<p>破産手続開始の決定がされた者の財産に対する滞納処分 （滞納処分の続行）</p> <p>41 破産財団に属する財産について、破産手続開始の決定前に既に滞納処分に着手しているときは、破産手続開始の決定後も、その続行をすることができる（破産法第 43 条第 2 項）。この続行できる滞納処分には、破産手続開始の決定前に行った参加差押え、債権の二重差押え（<u>第 62 条関係 6 参照</u>）及び滞調法の規定による二重差押え（平成 3・5・28 福岡高判、平成 6・10・11 大阪高判参照）が含まれる。</p>
<p>第 53 条関係 保険に付されている財産に対する差押えの効力</p>	<p>第 53 条関係 保険に付されている財産に対する差押えの効力</p>
<p>損害保険 （意義）</p> <p>1 法第 53 条第 1 項の「損害保険」とは、当事者の一方（保険者）が偶然な一定の事故（以下第 53 条関係において「保険事故」という。）によって差押財産について生ずることがあるかもしれない損害をてん補することを約し、相手方（保険契約者）が保険者に対してその保険事故の発生の可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約する契約に関する保険をいう（保険法第 2 条第 1 号、第 6 号参照）。これらの保険には、例えば、火災保険、運送保険及び海上保険（<u>商法第 3 編第 7 章</u>）のほか、物についての盗難保険、ガラス保険、自動車保険、航空保険、ボイラー・ターボセット保険、風水害保険、動産総合保険等及び債権についての信用保険、抵当保険、有価証券保険があ</p>	<p>損害保険 （意義）</p> <p>1 法第 53 条第 1 項の「損害保険」とは、当事者の一方（保険者）が偶然な一定の事故（以下第 53 条関係において「保険事故」という。）によって差押財産について生ずることがあるかもしれない損害をてん補することを約し、相手方（保険契約者）が保険者に対してその保険事故の発生の可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約する契約に関する保険をいう（保険法第 2 条第 1 号、第 6 号参照）。これらの保険には、例えば、火災保険、運送保険及び海上保険（<u>商法第 3 編第 6 章</u>）のほか、物についての盗難保険、ガラス保険、自動車保険、航空保険、ボイラー・ターボセット保険、風水害保険、動産総合保険等及び債権についての信用保険、抵当保険、有価証券保険があ</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>る。 (注) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第56条関係 差押えの手続及び効力発生時期等</p> <p>動産 (登記されない船舶)</p> <p>4 法第70条《船舶又は航空機の差押》又は法第71条《自動車、建設機械又は小型船舶の差押え》の規定の適用を受けない次に掲げる船舶は、動産として差し押さえる。 (1) 端舟その他ろかいだけで運転し、又は主としてろかいだけで運転する舟（<u>商法第684条</u>、船舶法第20条、小型船舶登録法第2条第2号） (2)～(5) (省略)</p> <p>有価証券 (有価証券の種類)</p> <p>14 「有価証券」には、手形、小切手、国債証券、地方債証券、社債権、株券（株主会員制によるゴルフ会員権に係るものを含む。）、出資証券、信託の受益証券（信託法第185条第1項参照）、投資信託又は貸付信託の無記名受益証券、特定目的信託の受益証券（資産の流動化に関する法律第222条参照）、<u>抵当証券（抵当証券法第1条、第12条参照）、倉荷証券（商法第600条、第601条参照）、船荷証券（同法第757条、第758条参照）、商品券、劇場入場券等がある。</u> (注) 1～3 省略</p> <p>4 <u>倉荷証券は、寄託物返還請求権を表彰する有価証券であり、この証券で寄託物の譲渡、質入れその他の処分をすることができる（商法第605条、第606条、第613条）。</u></p>	<p>る。 (注) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第56条関係 差押えの手続及び効力発生時期等</p> <p>動産 (登記されない船舶)</p> <p>4 法第70条《船舶又は航空機の差押》又は法第71条《自動車、建設機械又は小型船舶の差押え》の規定の適用を受けない次に掲げる船舶は、動産として差し押さえる。 (1) 端舟その他ろ若しくはかいだけで運転し、又は主としてろ若しくはかいだけで運転する舟（<u>商法第684条第2項</u>、船舶法第20条、小型船舶登録法第2条第2号） (2)～(5) (同左)</p> <p>有価証券 (有価証券の種類)</p> <p>14 「有価証券」には、手形、小切手、国債証券、地方債証券、社債権、株券（株主会員制によるゴルフ会員権に係るものを含む。）、出資証券、信託の受益証券（信託法第185条第1項参照）、投資信託又は貸付信託の無記名受益証券、特定目的信託の受益証券（資産の流動化に関する法律第222条参照）、<u>抵当証券（抵当証券法第1条、第12条参照）、倉庫証券、貨物引換証（商法第571条参照）、船荷証券（同法第767条から第769条まで参照）、商品券、劇場入場券等がある。</u> (注) 1～3 省略</p> <p>4 「<u>倉庫証券</u>」には、<u>預り証券、質入証券及び倉荷証券の3種があるが、なお次のことに留意する。</u> (1) <u>預り証券は、寄託物返還請求権を表彰する有価証券であり、質入証券とともに発行され（商法第598条）、質入れ前は質入証券とともに流通するが（同法第603条第2項）、質入れ後は分離して流通し、預り証券の所持人は、質入れに際して証券に記載された債権額と利息を支払</u></p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(有価証券の保管)</p> <p>20 差し押さえた有価証券(物品の給付を目的とする権利を表彰する船荷証券及び倉庫証券等を除く。)は、政府保管有価証券取扱規程第2条《政府保管有価証券の寄託》の規定により、原則として日本銀行に寄託するものとするが、近い将来において換価をする予定のもの又は法第57条第1項《有価証券に係る債権の取立て》の規定により取立てをするため必要があるものについては、政府保管有価証券取扱規程第2条第1項ただし書の規定により、日本銀行に寄託することなく、税務署長がこれを保管しても差し支えない。</p> <p>(注) 税務署長は、船荷証券及び倉庫証券等の物品の給付を目的とする権利を表彰する有価証券を保管するに当たっては、保管上の必要に応じ、貸金庫等を利用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第57条関係 有価証券に係る債権の取立て</p> <p>有価証券の取立て (金銭債権)</p> <p>1 法第57条第1項の「有価証券に係る金銭債権」とは、差し押さえた有価証券に基づいて行使することができる債権のうち、金銭の給付を目的とするものをいう。したがって、金銭の給付を目的とする債権以外の債権、例えば、物品の給付を目的とする債</p>	<p><u>う義務を負い(同法第607条)、また、原則としてその債権額と利息を質入証券の所持人に支払って質入証券を取得しなければ、寄託物の返還を請求できない(同法第620条から第622条まで)。</u></p> <p><u>(2) 質入証券は、質入れ後は証券記載の債権とこれを担保する質権とを表彰する。</u></p> <p><u>(3) 倉荷証券は、預り証券及び質入証券に代えて発行する有価証券であって(商法第627条)、この証券で寄託物の譲渡、質入れその他の処分をすることができる。</u></p> <p>(有価証券の保管)</p> <p>20 差し押さえた有価証券(物品の給付を目的とする権利を表彰する船荷証券、倉庫証券及び貨物引換証等を除く。)は、政府保管有価証券取扱規程第2条《政府保管有価証券の寄託》の規定により、原則として日本銀行に寄託するものとするが、近い将来において換価をする予定のもの又は法第57条第1項《有価証券に係る債権の取立て》の規定により取立てをするため必要があるものについては、政府保管有価証券取扱規程第2条第1項ただし書の規定により、日本銀行に寄託することなく、税務署長がこれを保管しても差し支えない。</p> <p>(注) 税務署長は、船荷証券、倉庫証券及び貨物引換証等の物品の給付を目的とする権利を表彰する有価証券を保管するに当たっては、保管上の必要に応じ、貸金庫等を利用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第57条関係 有価証券に係る債権の取立て</p> <p>有価証券の取立て (金銭債権)</p> <p>1 法第57条第1項の「有価証券に係る金銭債権」とは、差し押さえた有価証券に基づいて行使することができる債権のうち、金銭の給付を目的とするものをいう。したがって、金銭の給付を目的とする債権以外の債権、例えば、物品の給付を目的とする債</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>権を表彰する有価証券（倉荷証券等）については、取立てをしないで、直接その有価証券を換価に付するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第60条関係 差し押さえた動産等の保管</p> <p>保管責任 （滞納者及び占有する第三者以外の第三者の保管責任）</p> <p>4 法第60条第1項の第三者以外の第三者は、差押財産の保管について、特約のない限り、次に掲げる注意義務を負い、故意に又はその注意義務を怠ったことにより、保管中の財産を滅失し、亡失し、又はき損したときは、国に対してその損害を賠償する責めを負う。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 保管者が倉庫営業者その他営業の範囲内で保管する商人（例えば、差押財産の運送を依頼した場合の運送人）である場合には、善管注意義務（<u>商法第595条、第610条、第575条、第560条</u>参照）</p> <p>第三者に保管させる場合 （保管の同意書）</p> <p>12 差し押さえた動産又は有価証券を占有する第三者の同意を得て保管させる場合には、差押調書の余白に無償で保管する旨を記載して第三者の署名（記名を含む。）をさせるものとする。</p> <p>なお、有価証券の保管を命じた場合の保管証については、印紙税は課税しない取扱いとされている（昭和52・4・7付間消1—36ほか3課共同「印紙税法基本通達の全部改正について」（法令解釈通達）の別冊の別表第1の第14号文書4関係（差押物件等の保管証））。</p> <p>また、動産の保管を命じた場合の保管証は、課税文書に該当しない。</p> <p style="text-align: center;">第62条関係 差押えの手続及び効力発生時期</p>	<p>権を表彰する有価証券（倉庫証券等）については、取立てをしないで、直接その有価証券を換価に付するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第60条関係 差し押さえた動産等の保管</p> <p>保管責任 （滞納者及び占有する第三者以外の第三者の保管責任）</p> <p>4 法第60条第1項の第三者以外の第三者は、差押財産の保管について、特約のない限り、次に掲げる注意義務を負い、故意に又はその注意義務を怠ったことにより、保管中の財産を滅失し、亡失し、又はき損したときは、国に対してその損害を賠償する責めを負う。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 保管者が倉庫営業者その他営業の範囲内で保管する商人（例えば、差押財産の運送を依頼した場合の運送人）である場合には、善管注意義務（<u>商法第593条、第617条、第577条、第560条</u>参照）</p> <p>第三者に保管させる場合 （保管の同意書）</p> <p>12 差し押さえた動産又は有価証券を占有する第三者の同意を得て保管させる場合には、差押調書の余白に無償で保管する旨を記載して第三者の署名押印をさせるものとする。</p> <p>なお、有価証券の保管を命じた場合の保管証については、印紙税は課税しない取扱いとされている（昭和52・4・7付間消1—36ほか3課共同「印紙税法基本通達の全部改正について」（法令解釈通達）の別冊の別表第1の第14号文書4関係（差押物件等の保管証））。</p> <p>また、動産の保管を命じた場合の保管証は、課税文書に該当しない。</p> <p style="text-align: center;">第62条関係 差押えの手続及び効力発生時期</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>郵便貯金</p> <p>19 郵便貯金の差押えについては、次のことに留意する。</p> <p>(1) 第三債務者及び債権差押通知書の送達先</p> <p>イ 通常貯金又は預入年月日が平成19年10月1日以降の定額貯金・定期貯金株式会社ゆうちょ銀行を第三債務者として、当該郵便貯金の貯金原簿を所管する貯金事務センター又は株式会社ゆうちょ銀行<u>沖縄エリア本部</u>（以下19において「貯金事務センター等」という。）に債権差押通知書を送達すること。</p> <p>ロ （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第70条関係 船舶又は航空機の差押え</p> <p>差押手続 （差押書）</p> <p>3 法第70条第1項において準用する法第68条第1項の「差押書」とは、令第30条第1項各号《不動産の差押書等の記載事項》に掲げる事項を記載した規則第3条《書式》に規定する別紙第5号書式によるものをいい、これを滞納者に送達することによって差押えの効力を生ずる（法第70条第1項、第68条第2項）。</p> <p>なお、<u>航海中の船舶であっても</u>、商法第689条《航海中の船舶に対する差押え等の制限》の規定にかかわらず、滞納処分による差押えはすることができる。</p> <p>共有持分の差押え</p> <p>20 法第70条の規定の適用を受ける船舶又は航空機の共有持分を差し押さえたときは、その共有持分の差押えの登記を5の関係機関に嘱託しなければならない（法第70条第1項、第68条第3項）。</p> <p>（注） 船舶管理人の有する共有持分は、他の共有者の同意を得なければ譲渡すること</p>	<p>郵便貯金</p> <p>19 郵便貯金の差押えについては、次のことに留意する。</p> <p>(1) 第三債務者及び債権差押通知書の送達先</p> <p>イ 通常貯金又は預入年月日が平成19年10月1日以降の定額貯金・定期貯金株式会社ゆうちょ銀行を第三債務者として、当該郵便貯金の貯金原簿を所管する貯金事務センター又は株式会社ゆうちょ銀行<u>那覇支店</u>（以下19において「貯金事務センター等」という。）に債権差押通知書を送達すること。</p> <p>ロ （同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第70条関係 船舶又は航空機の差押え</p> <p>差押手続 （差押書）</p> <p>3 法第70条第1項において準用する法第68条第1項の「差押書」とは、令第30条第1項各号《不動産の差押書等の記載事項》に掲げる事項を記載した規則第3条《書式》に規定する別紙第5号書式によるものをいい、これを滞納者に送達することによって差押えの効力を生ずる（法第70条第1項、第68条第2項）。</p> <p>なお、<u>発航の準備が終了した船舶は</u>、商法第689条《船舶の差押え及び仮差押えの執行の制限》の規定にかかわらず、滞納処分による差押えはすることができる。</p> <p>共有持分の差押え</p> <p>20 法第70条の規定の適用を受ける船舶又は航空機の共有持分を差し押さえたときは、その共有持分の差押えの登記を5の関係機関に嘱託しなければならない（法第70条第1項、第68条第3項）。</p> <p>（注） 船舶共有者間に組合関係がある場合には、船舶管理人の有する共有持分は、他</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>ができない（商法第696条第2項）。</p> <p>第72条関係 特許権等の差押えの手續及び効力発生時期</p> <p>意匠権</p> <p>4 1の(3)に掲げる「意匠権」とは、意匠登録を受けている意匠（物品の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下4において「形状等」という。）、建築物の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を發揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。以下4において同じ。））であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。）の<u>実施</u>をする独占的排他的な権利をいい（意匠法第2条、第23条参照）、特許庁長官の管掌する意匠原簿に設定の登録をすることによって発生する（同法第20条第1項）。</p> <p>(注) 1 意匠権の存続期間は、<u>意匠登録出願の日から25年</u>をもって終了する（意匠法第21条第1項）。ただし、<u>関連意匠（自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一つの意匠に類似する意匠をいう。以下4において同じ。）の意匠権の存続期間は、その基礎意匠（その関連意匠に係る最初に選択した一つの意匠をいう。）の意匠権登録出願の日から25年</u>をもって終了する（同条第2項）。</p> <p>2 意匠について「<u>実施</u>」とは、次に掲げる行為をいう（意匠法第2条第2項）。</p> <p>(1) <u>意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下(2)及び(3)において同じ。）</u>をする行為</p> <p>(2) <u>意匠に係る建築物の建築、使用、譲渡若しくは貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しの申出</u>をする行為</p> <p>(3) <u>意匠に係る画像（その画像を表示する機能を有するプログラム等を含む。以下(3)において同じ。）</u>について行う次のいずれかに該当する行為</p> <p>イ <u>意匠に係る画像の作成、使用又は電気通信回線を通じた提供若しく</u></p>	<p>の共有者の同意を得なければ譲渡することができない（商法第698条ただし書）。</p> <p>第72条関係 特許権等の差押えの手續及び効力発生時期</p> <p>意匠権</p> <p>4 1の(3)に掲げる「意匠権」とは、意匠登録を受けている意匠（物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。）に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。）をする独占的排他的な権利をいい（意匠法第2条、第23条参照）、特許庁長官の管掌する意匠原簿に設定の登録をすることによって発生する（同法第20条第1項）。</p> <p>(注) 意匠権の存続期間は、<u>設定の登録の日から15年</u>をもって終了する（意匠法第21条第1項）。ただし、<u>関連意匠（自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一つの意匠（以下4において「本意匠」という。）に類似する意匠をいう。）の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から15年</u>をもって終了する（同条第2項）。</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>はその申出（提供のための展示を含む。）をする行為 <u>ロ 意匠に係る画像を記録した記録媒体又は内蔵する機器の譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為</u></p> <p>第89条関係 換価する財産の範囲等</p> <p>譲渡の制限 （海上運送法）</p> <p>24 日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体（以下 24 において「日本の国籍を有する者等」という。）が所有する国際船舶については、海上運送法第 44 条の 2 《国際船舶の譲渡等の届出》の規定により、日本の国籍を有する者等以外の者に譲渡しようとするときは、その所有者は、譲渡しようとする日の 20 日前までに国土交通大臣に届け出なければならないとされていることに留意する。 （注）（省略）</p> <p>第 106 条の 2 関係 調査の嘱託</p> <p>必要な調査の嘱託 （調査の嘱託を要しない場合）</p> <p>3 公売不動産の最高価申込者等又は自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者が行政手続法第 2 条第 3 号に規定する許認可等であって次に掲げるものを受けて事業を行っている場合は、法第 106 条の 2 の規定による調査の嘱託を要しない（法第 106 条の 2 第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、規則第 1 条の 4、令和 2 年国税庁告示第 19 号）。 (1)・(2) （省略）</p> <p>第 108 条関係 公売実施の適性化のための措置</p>	<p>第89条関係 換価する財産の範囲等</p> <p>譲渡の制限 （海上運送法）</p> <p>24 日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体（以下 24 において「日本の国籍を有する者等」という。）が所有する国際船舶については、海上運送法第 44 条の 2 第 1 項《国際船舶の譲渡等の届出》の規定により、日本の国籍を有する者等以外の者に譲渡しようとするときは、その所有者は、譲渡しようとする日の 20 日前までに国土交通大臣に届け出なければならないとされていることに留意する。 （注）（同左）</p> <p>第 106 条の 2 関係 調査の嘱託</p> <p>必要な調査の嘱託 （調査の嘱託を要しない場合）</p> <p>3 公売不動産の最高価申込者等が行政手続法第 2 条第 3 号に規定する許認可等であって次に掲げるものを受けて事業を行っている場合は、法第 106 条の 2 の規定による調査の嘱託を要しない（法第 106 条の 2 第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、規則第 1 条の 4、令和 2 年国税庁告示第 19 号）。 (1)・(2) （同左）</p> <p>第 108 条関係 公売実施の適性化のための措置</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>暴力団員等に該当すると認められる場合 (役員)</p> <p>26 法第108条第5項の「役員」については、第99条の2関係3と同様である。</p> <p style="text-align: center;">第115条関係 買受代金の納付の期限等</p> <p>買受代金の納付 (納付の手続)</p> <p>6 換価財産の買受人は、買受代金に、買受けに係る財産の名称、数量、性質、所在及び買受代金の額を記載した書面を添えて、徴収職員に納付しなければならない(令第42条の6)。</p> <p style="text-align: center;">第116条関係 買受代金の納付の効果</p> <p>権利移転の時期</p> <p>2 換価財産の権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時である(法第116条第1項)。 なお、おおむね次に掲げる財産については、それぞれに掲げる要件を満たさなければ権利移転の効力が生じない。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 商標権及びその専用使用权の移転については<u>商標原簿</u>への登録(商標法第35条、第30条第4項)</p> <p>(4)～(8) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第140条関係 仮差押え等がされた財産に対する滞納処分の効力</p> <p>滞納処分と仮処分との関係 (不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登録請求権を保全するた</p>	<p>暴力団員等に該当すると認められる場合 (役員)</p> <p>26 法第108条の2の「役員」については、第99条の2関係3と同様である。</p> <p style="text-align: center;">第115条関係 買受代金の納付の期限等</p> <p>買受代金の納付 (納付の手続)</p> <p>6 換価財産の買受人は、買受代金に、買受けに係る財産の名称、数量、性質、所在及び買受代金の額を記載した書面を添えて、徴収職員に納付しなければならない(令第42条の3)。</p> <p style="text-align: center;">第116条関係 買受代金の納付の効果</p> <p>権利移転の時期</p> <p>2 換価財産の権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時である(法第116条第1項)。 なお、おおむね次に掲げる財産については、それぞれに掲げる要件を満たさなければ権利移転の効力が生じない。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 商標権及びその専用使用权の移転については<u>商業原簿</u>への登録(商標法第35条、第30条第4項)</p> <p>(4)～(8) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第140条関係 仮差押え等がされた財産に対する滞納処分の効力</p> <p>滞納処分と仮処分との関係 (不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登録請求権を保全するた</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>めの処分禁止の仮処分と滞納処分との関係)</p> <p>16 不動産に関する権利以外の権利で、その処分の制限につき登記又は登録を対抗要件又は効力発生要件とするものについて、登記(仮登記を除く。)又は登録(仮登録を除く。)を請求する権利を保全するための処分禁止の仮処分がされている場合の仮処分と滞納処分との関係については、13 から 15 までに定めるところに準ずる(保全法第 54 条、第 61 条参照)。</p> <p>(注) 不動産に関する権利以外の権利で、その処分の制限につき登記又は登録を対抗要件又は効力発生要件とするものには、例えば、特許権(特許法第 98 条第 1 項)、実用新案権(実用新案法第 26 条)、意匠権(意匠法第 36 条)、商標権(商標法第 35 条)、育成者権(種苗法第 32 条)、回路配置利用権(半導体集積回路配置法第 21 条)、自動車の所有権及び抵当権(道路運送車両法第 5 条、自動車抵当法第 5 条)、航空機の所有権及び抵当権(航空法第 3 条の 3、航空機抵当法第 5 条)、建設機械の所有権及び抵当権(建設機械抵当法第 7 条)並びに船舶の所有権、<u>賃借権及び抵当権</u>(商法第 686 条、第 687 条、<u>第 701 条、第 847 条</u>)等がある。</p> <p style="text-align: center;">第 141 条関係 質問及び検査</p> <p>質問又は検査の相手方 (質問)</p> <p>5 法第 141 条の「質問」は、口頭又は書面(質問の内容を記録した電磁的記録を含む。)のいずれによっても差し支えない。この場合において、口頭による質問の内容が重要な事項であるときは、必ずてん末を記録することとし、そのてん末を記載した書類には答弁者の<u>署名</u>を求め、その者が<u>署名</u>をしないときは、その旨を付記しておくものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 146 条関係 搜索調書の作成</p>	<p>めの処分禁止の仮処分と滞納処分との関係)</p> <p>16 不動産に関する権利以外の権利で、その処分の制限につき登記又は登録を対抗要件又は効力発生要件とするものについて、登記(仮登記を除く。)又は登録(仮登録を除く。)を請求する権利を保全するための処分禁止の仮処分がされている場合の仮処分と滞納処分との関係については、13 から 15 までに定めるところに準ずる(保全法第 54 条、第 61 条参照)。</p> <p>(注) 不動産に関する権利以外の権利で、その処分の制限につき登記又は登録を対抗要件又は効力発生要件とするものには、例えば、特許権(特許法第 98 条第 1 項)、実用新案権(実用新案法第 26 条)、意匠権(意匠法第 36 条)、商標権(商標法第 5 条)、育成者権(種苗法第 32 条)、回路配置利用権(半導体集積回路配置法第 21 条)、自動車の所有権及び抵当権(道路運送車両法第 5 条、自動車抵当法第 5 条)、航空機の所有権及び抵当権(航空法第 3 条の 3、航空機抵当法第 5 条)、建設機械の所有権及び抵当権(建設機械抵当法第 7 条)並びに船舶の所有権及び<u>抵当権</u>(商法第 686 条、第 687 条、<u>第 703 条、第 848 条</u>)等がある。</p> <p style="text-align: center;">第 141 条関係 質問及び検査</p> <p>質問又は検査の相手方 (質問)</p> <p>5 法第 141 条の「質問」は、口頭又は書面(質問の内容を記録した電磁的記録を含む。)のいずれによっても差し支えない。この場合において、口頭による質問の内容が重要な事項であるときは、必ずてん末を記録することとし、そのてん末を記載した書類には答弁者の<u>署名押印</u>を求め、その者が<u>署名押印</u>をしないときは、その旨を付記しておくものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 146 条関係 搜索調書の作成</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>搜索調書の作成 (立会人の署名)</p> <p>4 搜索調書を作成する場合には、搜索調書に法第 144 条《搜索の立会人》の立会人の署名(記名を含む。以下 4 において同じ。)を求めなければならない、立会人が署名をしないときは、その理由を搜索調書に付記しなければならない(令第 52 条第 2 項)。</p> <p style="text-align: center;">第 159 条関係 保全差押え</p> <p>保全差押え (確定)</p> <p>7 法第 159 条第 1 項前段の「確定」とは、申告、更正又は決定による確定をいい、通則法第 2 条第 2 号《定義》に規定する源泉徴収等による国税についての納税の告知が含まれる。 なお、次のことに留意する。 (1)・(2) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 189 条関係 虚偽の陳述の罪</p> <p>陳述すべき事項</p> <p>1 法第 189 条の「陳述すべき事項」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める事項をいう(第 99 条の 2 関係 2、<u>第 109 条関係 13—2</u> 参照)。 (1)・(2) (省略)</p>	<p>搜索調書の作成 (立会人の署名押印)</p> <p>4 搜索調書を作成する場合には、搜索調書に法第 144 条《搜索の立会人》の立会人の署名押印を求めなければならない、立会人が署名押印をしないときは、その理由を搜索調書に付記しなければならない(令第 52 条第 2 項)。</p> <p style="text-align: center;">第 159 条関係 保全差押え</p> <p>保全差押え (確定)</p> <p>7 法第 159 条第 1 項前段の「確定」とは、申告、更正又は決定による確定をいい、通則法第 2 条第 2 号《定義》に規定する源泉徴収による国税についての納税の告知が含まれる。 なお、次のことに留意する。 (1)・(2) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 189 条関係 虚偽の陳述の罪</p> <p>陳述すべき事項</p> <p>1 法第 189 条の「陳述すべき事項」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める事項をいう(第 99 条の 2 関係 2、<u>第 109 条関係 15</u> 参照)。 (1)・(2) (同左)</p>